### Ⅷ 会社・法人登記の郵送申請

会社・法人登記の申請は郵送によってもすることができます。

### 1. 郵送申請の方法

管轄登記所への申請書等の送付の方法は、郵送のほか、信書便等(信書便:民間事業者によるはがきや封書などの送達)による方法でも差し支えありません(2の補正及び3の取下げについても同様です)。

なお、申請書には、連絡先(電話番号等)を必ず記載してください。

また、郵送は、普通郵便によることも差し支えありませんが、できる限り到達の確認が可能な書留等で送付してください(封筒の適宜の箇所に「登記申請書在中」と明記してください。)。

#### 2. 補正

申請書又は添付書面の補正も、郵送等ですることができます。当初の申請がオンライン申請、窓口申請又は郵送申請のいずれによるものであっても、可能です。補正を要する場合には、登記所から電話等により連絡がありますが、その際、申請書の受付年月日及び受付番号も併せて連絡がありますので、補正をする場合には、補正の対象を特定するため、補正書に受付年月日及び受付番号を記載してください。

補正は、それ自体を差し替える方法又は誤りのあった部分について正誤を明らかにする方法のいずれでも、差し支えありません。

なお、補正書には、申請書に押印した印鑑を押印してください。

#### (補正の例)

- (1) 申請書の補正を行う場合
  - ア 差替え用として訂正した申請書を送付する方法
  - イ 正誤を明らかにする方法

「登記事項中、代表理事法務太郎の氏名を「代表理事法務一郎」に訂正する。」

- (2) 添付書面の補正を行う場合
  - ア 差替え用として、訂正後の理事会の議事録を送付する方法
  - イ 正誤を明らかにする方法

「理事会議事録中代表理事選任の件の「代表理事甲野花子」を「代表理事乙野花子」に訂正する。」

なお、議事録の訂正の場合には正誤表を添付し、議事録に記入押印した者全員の記名押印、又は署名者全員の署名が必要になります。

#### 3. 取下げ

申請の取下げについても、郵送等ですることができます。当初の申請がオンライン申請、窓口申請又は郵送申請のいずれによるものであっても、可能であることは、補正の場合と同様です。取下書には、申請書に押印した印鑑を押印してください。なお、取下げに伴う申請書又は添付書面の還付は、送付に要する費用の納付(切手をはりつけた返信用封筒を同封した場合に限ります。)があった場合にのみ行われます。

※ オンライン登記申請による場合の補正及び取下げの取扱いは、「商業・法人登記のオンライン申請について」(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji60.html)を御覧ください。

# 登記申請補正書

新潟地方法	務局 御中
受付年月日	
受付番号	
会社法人等	番号
商号 (名称	
本店(事務	所)
申請人等	<u>資格</u> <u>し</u>
(代理人)	住 所
	氏 名
	連絡先(電話番号等)

(注)代理人申請の場合には認印で差し支えありません。ただし、 当初の申請がオンライン申請の場合には、委任状を添付し、 委任状には申請人本人の登記所提出印を押印する必要がありま す。

補正内容

## 取 下 書

- 1. 商号(名称)
- 1. 本店(事務所)
- 1. 受付年月日及び受付番号
- 1. 登記の事由
- 1. 取下げの事由

以上のとおり取下げいたします。

令和 年 月 日

申請人

EIJ

新潟地方法務局 御中

### (記載例)

# 取 下 書

- 1. 商号(名称) ○○○○協同組合
- 1. 本店(事務所) 新潟県〇市〇町〇丁目〇番〇号
- 1. 受付年月日及び受付番号 令和〇〇年〇月〇日受付第〇〇〇〇号
- 1. 登記の事由 代表理事の変更
- 1. 取下げの事由 書類補正のため

以上のとおり取下げいたします。

令和 年 月 日

新潟地方法務局 御中

申請書に押印した印鑑を押印